

## 妙高市体育協会加盟規程（案）

第1条 本会は会則第5条第1項により加盟団体に関する規程を定める。

第2条 加盟団体は、アマチュアスポーツ団体で、上部団体が新潟県体育協会に加盟していなければならない。ただし、理事会の承認を得た場合はその限りではない。

第3条 新たに加盟しようとする団体は、その代表者が次の書類を本会会長に提出し、本会理事会の承認を得なければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 規約
- (3) 組織一覧表
- (4) 役員名簿
- (5) 事業計画・予算書

第4条 加盟の承認を得た団体は直ちに別に定める加盟分担金を納付し、あわせて会則第9条により理事を選出し、報告しなければならない。

第5条 加盟団体が本会を脱会しようとするときは、その理由を明記した書面を本会会長に提出し、本会理事会の承認を得なければならない。

附 則 この規程は平成18年4月1日から施行する。

## 妙高市体育協会事業費等交付細則（案）

第1条 この細則は会則第20条に基づき、本会加盟団体の事業に対する事業費の交付並びに運営に対する交付金に関し、必要な事項を定める。

### （事業費）

第2条 本会加盟団体は、その実施する事業に対し事業費の交付を受けることができる。

1. 事業費の交付額は、1事業について当該事業費の2分の1以内で限度額を2万円とする。ただし、1事業につき施設使用料が2万円を超える場合の限度額は3万円とする。

なお、事業費の交付額は1団体に対し原則として年間6万円以内とする。

2. 前項に規程するもののほか、その事業計画が市民体育振興のため、特に重要な事業と会長が認めたものについては、特別事業費を交付するものとし、交付額は会長が専決し、次の理事会に報告する。

### （交付金）

第3条 本会は組織の育成をはかるため、その加盟団体に対し運営助成として交付金を支払う。

1. 交付金は1団体に対し年額2万円を限度とする。

第4条 事業費及び交付金を受ける場合は、あらかじめ事業計画並びに収支予算書その他必要と認める書類を提出しなければならない。さらに事業終了後別に定める期日までに実績報告書を提出しなければならない。

附 則 この細則は平成18年4月1日から施行する。